

令和2年度「鳥獣被害対策研修」実施要領

1 目的

山口県の野生鳥獣による農林業被害は、平成22年度をピークに減少傾向にあるものの、依然として深刻な状況にあることから、農業者を対象に鳥獣被害対策に係る知識・技術に関する研修を実施しその実践を推進することにより、農林業被害の軽減を図る。

2 日時・場所

区分	日時	会場
第1回	令和3年1月21日(木) 10:00~15:30	山口県農林総合技術センター 講堂 (山口市大内氷上一丁目1-1)
第2回	令和3年1月28日(木) 10:00~15:30	下関市立西市公民館 研修室 (下関市豊田町大字矢田153番地1)
第3回	令和3年2月4日(木) 10:00~15:30	山口県柳井総合庁舎 大会議室 (柳井市南町三丁目9-3)

3 対象者

県内の集落営農法人等農業者

4 内容

- (1) 野生鳥獣の生態について
- (2) 鳥獣被害対策のポイントについて
- (3) 侵入防止柵の設置、点検について
- (4) 捕獲(狩猟免許)について
- (5) 集落環境調査の方法について

5 研修の申し込み

(1) 申込方法

研修の受講を希望される場合は、別紙の受講申込書をFAX、郵送又はE-mailにより、山口県農林水産政策課鳥獣被害対策班に提出してください。

- ・FAX : 083-933-3339
- ・郵送 : 〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県農林水産政策課鳥獣被害対策班宛て
- ・E-mail : a17100@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 申込期限

- ・第1回（山口会場）：令和3年1月13日（水）必着
- ・第2回（下関会場）：令和3年1月20日（水）必着
- ・第3回（柳井会場）：令和3年1月27日（水）必着

(3) その他

各会場とも申込者数が30名になった時点で、申し込みを締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

6 留意事項

- (1) 研修中はマスクの着用をお願いします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今後の状況によっては本研修を中止する場合があります。
- (3) 柳井会場は駐車スペースが少ないですので、できるだけ乗り合わせてご来場いただきますようお願いいたします。

7 問い合わせ先

山口県農林水産政策課鳥獣被害対策班 TEL : 083-933-3473

令和2年度「鳥獣被害対策研修」 受講申込書

令和2年度鳥獣被害対策研修を受講したいので、下記のとおり申し込みます。

集落営農法人名 (所属名)	フリガナ 氏 名	電話番号	受講者の住所	希望会場*

※希望会場欄には、山口会場（1/21 実施）、下関会場（1/28 実施）、柳井会場（2/4 実施）のいずれか一か所を記載してください。

【提出先】

- ・ FAX : 083-933-3339
- ・ 郵 送 : 〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県農林水産政策課鳥獣被害対策班宛て
- ・ E-mail : a17100@pref.yamaguchi.lg.jp